

平成十九年四月一日

新・組合法施行

注意
総会手続きなど
大きく変更！

(2) 監事の権限

組合員数1,000人以上

すべての組合の

場合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

合は会員組

(2) 監事の権限の会計監査への限定と組合員の権限拡大

組合員数1,000人以下の組合は監事の監査権限を会計に関する監査に限定する

すべての組合の監事に原則として業務監査権限が付与されます

この場合は組合員組合の組合員数(合計)が1,000名以下の組合では、

この場合の組合員数が1,000人以下であるかどうかの判断は、法

年度の開始時点で行うこととなります。

また例えば、平成19年度の開始時点で1,000名以下であった組合において翌20年度の

開始時点で1,000名を超えた場合には、その年の5月の通常総会の終了時までは1,000名

を超えない組合であるとみなされることから、通常総会で定款変更を行うとともに停止

条件を付して監事の改選を行うこととなります。

逆に1,000名を超えている組合が翌事業年度の開始時に1,000名以下となった場合であ

って、今後、業務監査権限を与えないこととする場合も、その年の通常総会に

おいて定款変更を行うことで対応することが可能です。この場合は監事が任期中であ

っても改選を行う必要はありません。

総会開催の手続き変更や監事の権限強化、共済事業の規制強化など。
この4月1日、新組合法の施行により一部の経過措置を除いて待ったな
しで迫られる組合の対応術を、コンパクトに解説した。

改正された制度の枠組み

今回の法改正は、二つの側面から行われた。一つは「中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直し」であり、もう一つは「共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入」である。

前者は、昨年五月に施行された会社法の株式会社法の運営にならったもので、後者は同年四月に施行された改正保険業法を参考に導入されたものだ。

制度改正への対応は、大別して四つの枠組みに整理される。まず「規模や事業の内容を問わず全ての組合に関連する改正点(一般組合改正点)」と「一定の組合員数を超える組合が対応しなければならない改正点(大規模組合改正点)」の二分類。さらに、共済事業を実施する組合に対しては、「共済事業を実施するすべての中小企業組合が対応しなければならない改正点(一般共済組合改正点)」と「一定の組合員数を超える共済事業実施組合が対応しなければならない改正点(大規模共済組合改正点)」の二分類である。

したがって、組合員数の規模や共済事業を実施しているか否かによって、対応すべき点が異なる点に注意が必要だ。また、法令施行後の経過措置についても十分な理解が求められる。

まず、左のフロー図でそれぞれの組合の対応事項を確認してほしい。

具体的な改正点の概要

I 一般組合改正点

1. 役員(理事・監事)の任期の変更

役員(理事、監事)の任期が変更

理事の任期は、これまでの「三年以内で定款で定める期間」から「二年以内で定款で定める期間」に変更。

また監事の任期は、これまでの「三年以内で定款で定める期間」から「四年以内で定款で定める期間」に変更された。

現在「理事三年」なら任期の短縮(定款変更)が必要

今、定款で理事の任期を「三年」と規定している組合は、このままだと法違反となるので「二年」に定款変更する必要がある。

監事は任期延長(定款変更)が可能に

監事については、今回の法改正で監事の権限強化の観点から「四年以内で定款で定める期間」に任期が延長される。こうした点を踏まえ、各組合の実情に応じて監事の任期を定めなければならない。ただし、

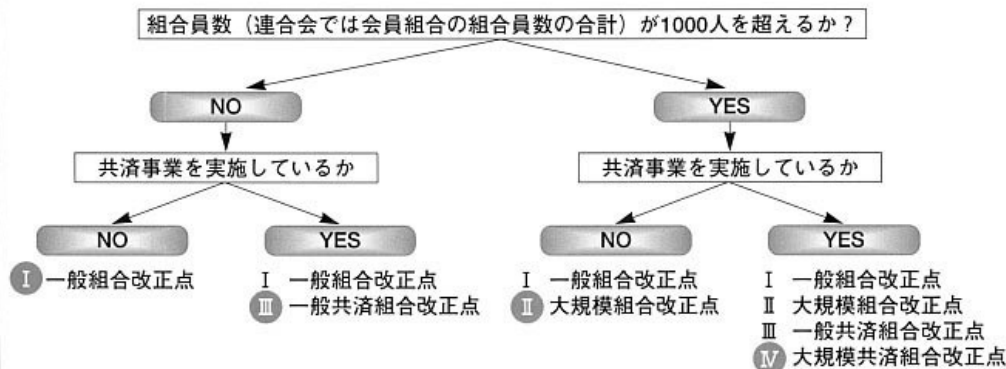
現行の法規定では「三年以内で定款で定める期間」とされていることから、組合では「二年」、「三年」、「三年」のいずれかの任期が定款に規定されていると考えられ、こ

れらは「四年以内」に該当する。このため、監事については定款を変更せずに現在の任期のままであっても法違反にならない。

組合を四つの枠組みに分類



制度改革に対応するための確認フロー図



Check4 任期変更のタイミングが重要
上記の任期変更に関し、改正法には「この法律の施行の際、現に存する協同組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による」という経過措置が置かれている。

理事の任期が三年である場合や監事の任期を四年にしようとする場合は、事業年度や現在の理事・監事の改選時期によって、任期を変更しなければならない時期が異なるので注意が必要だ。

事業年度が四月に始まり翌年の三月に終わる組合の場合、この経過措置の対応関係を示すと次のようになる。

① 理事（任期を「三年」としている場合、どのタイミングで二年以内への任期短縮・定款変更をしなければならないか？）
 ① 十八年五月に三年任期で改選した場合
 ② 十九年五月に三年任期で改選する場合
 ③ 二十年五月に二年任期で改選する場合

② 組合員千人以下の組合における監事（任期を「三年」としている場合、どのタイミングで四年以内への任期延長・定款変更が可能となるか？）
 ① 十八年五月に三年任期で改選した場合
 ② 十九年五月に三年任期で改選する場合
 ③ 二十年五月に四年任期で改選する場合

③ 組合員千人超の組合において監事の任期をどのタイミングで四年以内へ任期延長・定款変更することが可能となるか？

主要な経過措置一覧

1 理事の権限及び任期の変更関係



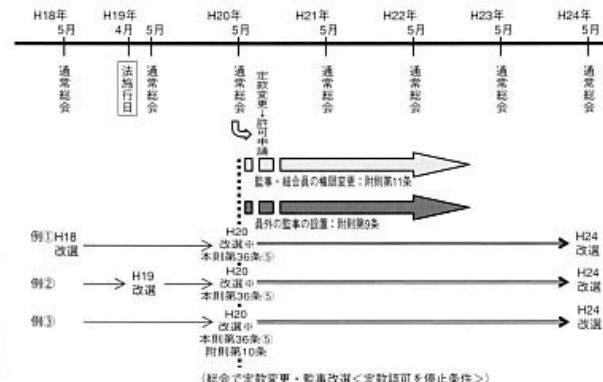
(注1)「平成20年5月頃」とあるのは、4月～3月末を事業年度とする組合においては、通常5月頃に通常総会が開催されており、これを踏まえて記載したもの。
 全ての組合に当てはまるものではない。したがって、これ以外の事業年度とする組合においては、前例での対応が必要となることに留意する必要がある。
 (注2)下図の例1、例2において前例として平成19年度の通常総会において任期を変更することも可能である。

2 組合員数1000人以下の少人数組合の場合



(注1)「平成20年5月頃」とあるのは、4月～3月末を事業年度とする組合においては、通常5月頃に通常総会が開催されており、これを踏まえて記載したもの。
 全ての組合に当てはまるものではない。したがって、これ以外の事業年度とする組合においては、前例での対応が必要となることに留意する必要がある。
 (注2)上図においては、監事の権限が4年に延長されているが、今回の法改正において監事の任期は4年以内で定款で定める期間とされており、監事の任期を4年としなければならないものではない(監事の任期が4年とされている会社法とは取扱いが異なる)。
 (注3)1.において記載したように、理事の任期については前例として変更することが可能であるが、監事の任期については、例えば、現行3年とされている任期を4年に変更する等任期の延長を前例することは不可であることに留意が必要。
 (注4)この場合でいう権限とは、監事の権限が会計監査に限定された場合に組合員に付与される理事会の招集請求権等の権限を言う。

3 組合員数1000人超の大人数組合の場合



(注1)「平成20年5月頃」とあるのは、4月～3月末を事業年度とする組合においては、通常5月頃に通常総会が開催されており、これを踏まえて記載したもの。
 全ての組合に当てはまるものではない。したがって、これ以外の事業年度とする組合においては、前例での対応が必要となることに留意する必要がある。
 (注2)平成19年度の改選期から員外監事を設置することも可能であるが、この場合には経過措置期間であっても定款変更が必要である。
 (注3)この場合でいう権限とは、監事の権限が業務監査への拡大という。

◇組合員が千人超の組合は、監事に対する業務監査権限の付与が義務づけられる一方で、改正法においては、監事の権限が会計監査のみから業務監査にまで拡大された場合(定款変更が必要)、その時点で監事の任期は一旦終了することとなる。

監事への業務監査権限の付与は、二十年五月の総会において定款変更の決議を行うこととされており、このため、その時点で監事の任期は一旦終了し改選を行うこととなる。その際、監事に対する業務監査権限の付与に関する定款変更に加え、監事の任

期を四年以内とする旨の定款変更も行う。これと同時に、決議した定款の認可を停止条件として監事の改選を行い、これ以降の監事の任期は四年以内となる。
 ※役員変更の経過措置は左表の通り。

2. 理事による利益相反取引の制限

Check5 理事の「利益相反取引」が制限

これまで理事は、組合と契約する場合のみ理事会の承認が必要とされていた。

本年四月一日以降、理事は「組合と取引しようとするとき」「組合が理事の債務を保証する等組合と理事の利益が相反する行為をしようとするとき」に理事会の承認が必要となり、取引後には重要な事実を理事会に報告する義務が課される。

なお、利益相反取引をしようとする理事は理事会の定足数に算入されず、議決権も停止される。

3. 監事と組合員の権限

(1) 監事の権限拡大

Check6 監事の権限が拡大される

これまで会計監査のみを行ってきた監事は今後、原則として会計監査に加え業務監査（理事の業務執行の監査）も行うことになった。このため、理事や使用人等に対する組合事業の報告請求や業務、財産や総会提出議案の調査権限が与えられるほか、組合と理事間の訴訟の際に組合を代表する権限が与えられる。

Check7 理事会への出席など義務が強化

監事の権限強化に伴い、理事長に対しては、監事にも理事会の招集通知を発する義務が課されるとともに、監事に対しては、理事会への出席とその議事録への署名、記名押印義務が課されるなど、権限が強化さ

れる。この場合、理事会議事録への記載事項も追加される点に注意。

Check8 経過措置には十分に留意

この変更は、事業年度が四月に開始される組合の場合、二十年四月以降に開催される十九年度決算に関する通常総会終了の後に適用される。現行中協法においては監事の権限は会計監査に限定されている。したがって、この経過措置期間中に監事の権限を業務監査にまで拡大（行政庁に対し停止条件を付した定款変更の認可申請を行うことも含む）することはできないことに留意する必要がある。

なお、監事の権限を従来のみ会計監査のみから業務監査にまで拡大する場合は、その時点で一日監事の任期は終了する。

(2) 監事の権限の会計監査への限定と組合員の権限拡大

Check9 組合員数千人以下なら監事の監査権限を会計監査に限定できる

組合員数（連合会の場合は会員組合の組合員の合計）が千人以下の組合では、定款にその旨を定めることで、従来どおり監事の権限を会計監査に限定できる。

この場合の千人以下かであるかどうかの判断は、法施行後開始する事業年度の開始の時点で判断する。

また例えば、十九年度の開始時点で千人以下であった組合において翌二十年度の開始時点で千人を超えた場合には、その年の五月の通常総会の終了時までには千人を超えない組合であるとみなされることから、通常総会で定款変更を行うとともに停止条件

を付して監事の改選を行うこととなる。

逆に千人を超えている組合が翌事業年度の開始時に千人以下となった場合であっても今後、業務監査権限を与えないこととして定款変更を行うことで対応することが可能である。この場合は監事が任期途中であっても改選を行う必要はない。

現定款規定のままなら、監事の権限は会計に関する監査に限定される。

監事の権限を会計監査に限定する旨の定款規定については、現定款が全国中央会の定款参考例にならっている場合には、「監事の権限が会計監査に限定される」ため、定款変更は不要。逆に、業務監査の権限を付与する場合には、定款変更が必要だ。

Check10 組合員の権限が強化される

一方、従来どおり監事の権限を会計監査に限定する場合、組合員に理事会の招集請求権が与えられるなど、監事の業務監査権限に相応する権限が組合員に与えられる。

Check11 総会・理事会議事録の記載事項等が異なることに留意する

監事の権限が会計監査に限定されるが、理事の業務監査にまで拡大されるかによって、総会議事録の記載事項や理事会議事録の記載事項が異なるので注意を要する。

なお、監事の権限が会計監査に限定されている場合で、監事が理事会へ出席した場合には、中協法施行規則上その旨の規定がないことから、理事会議事録への署名、記名押印義務等が課されることとなる。

本年4月1日以後に招集される通常総会の手続きフロー図

「決算関係書類」「事業報告書」の作成

- ・「決算関係書類」(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(損失処理案)及び「事業報告書」)の作成

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

- ・「決算関係書類」「事業報告書」(業務監査を行う場合)について監事の監査
- ・監事は受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法、内容等を記した監査報告書を作成し、理事に対し受領の日から原則4週間を経過した日に監査報告の内容を通知。
- ・監査期限は予め4週間を下回る予め期間を設定することは不可。ただし、結果的に4週間を下回る日に監査報告を通知すればその時点で監査を受けたことになる。

理事会招集の通知

- ・理事長は理事会の1週間前までに各理事(業務監査権限持つ監事含む)に対し理事会招集の通知を発しなければならない。
- ・理事全員の同意(業務監査権限持つ監事含む)あれば招集手続き省略可
- ・定款で定めれば1週間を下回る期間短縮も可

理事会の開催

通常総会の開催、議案の決議をすると共に監事の監査を受けた決算関係書類、事業報告書の承認。

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

通常総会の2週間前までに「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所に、写しを従たる事務所に備え置く。

総会招集通知の発出・「決算」「事業」「監査」の報告書提供

- ・理事長は、通常総会の10日前までに組合員に到達するよう総会招集通知を出す。通知には「決算」「事業」「監査」の報告書を添付しなければならない。
- ・組合員全員の同意があれば招集手続きの省略可
- (この場合、招集発出の際に必要な添付書類も不要)

通常総会の開催

4. 決算関係書類等の作成・手続の明確化

Check12
決算関係書類等に関する手続きが明確化される

これまで、理事は、①通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならぬ、②通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない、とされていた。今回の改正により、

- ① 決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない
- ② 理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない
- ③ 組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所(従たる事務所へは写し)

に備え置かなければならない、とされた。

Check13
決算関係書類を通常総会の招集通知と併せて組合員へ提供

これまで通常総会の招集に当たっては議案を示すことで足りていたが、四月以後に通常総会の招集通知を発出するに当たっては、決算関係書類と事業報告書、監査報告を併せて提供しなければならない。したがって、決算関係書類、事業報告書は事業年度終了後に、できるだけ早く作成することが必要である。

また、監事が監査報告を理事に通知するまでの期間は、組合から決算関係書類(業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む)を提供されてから、原則として4週間をあげることにされた。

このこと及び通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を事務所へ備え置くことが義務づけられたことから、年度末終了後に速やかに決算関係書類、事業報告書を作成する必要がある。

ただし、監事が決算関係書類(業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む)の提供を受けてから、結果として4週間を待たずに監査報告を行うことは問題ない。このため、監事の監査能力と監査に要する実際の期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが肝要である。

以上を踏まえて、総会スケジュールや決算関係書類などの提供方法等について、個々の組合で検討することが必要である。

なお、組合員全員の同意がある場合には、

総会の招集手続を省略できるが、この場合には法令上、決算関係書類、事業報告書を組合員に事前に提供する必要はない。

また、事前に提供することが必要なものは決算関係書類、事業報告書であり、収支予算や事業計画などは事前提供の対象になっていない。以上の改正内容を踏まえた通常総会招集の流れは右のとおり。

5. 会計帳簿等の保存の義務化、会計帳簿の閲覧請求要件の緩和

会計帳簿について、会計帳簿の閉鎖後十年間の保存が義務づけられました。また、会計帳簿の閲覧請求要件が、総組合員の「十分の一」から「百分の三」に緩和された（定款でこの割合をさらに緩和することも可能）。ただし、共済事業を行う組合及び信用協同組合・連合会については、これまで通り「十分の一」とされている。

6. 施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成

これまで、組合が作成する決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）や事業報告書、監査報告については、法令上に特段の作成基準が示されていなかった。

これらについて、主務省令（施行規則）に基づき作成することが義務づけられ（中協法第四十条、前掲）、具体的な作成基準が定められました。

決算関係書類（第四十五条～八一条）、事業報告書（第八三条～八七条）、決算関係書類及び事業報告書の監査（第八八条～九七条）・中団法施行規則

決算関係書類（第十七条～四五条）、事業報告書（第四六条～四九条）、決算関係書類及び事業報告書の監査（第五十条～五二条）

施行規則で示された区分等を踏まえた決算関係書類、事業報告書の様式参考例については中央会にお問合せを。また、今後改訂を予定している中小企業等協同組合会計基準でも詳述する予定だ。

また、本年四月一日以前に到来した決算期に関して組合が作成する貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、事業報告書については、この規則に沿って書類作成を行う必要はない。

なお監査報告については、特段の経過措置が設けられていないことから、四月以降、施行規則に基づき作成する必要がある。

7. 軽微な規約等の変更の場合の総会議決の省略

規約等の設定、変更、廃止は総会の議決事項であるが、軽微な変更及び主務省令（施行規則）で定める変更事項は、定款でその旨及び組合員への通知方法を定めることにより、総会の議決を要しない。

8. 理事、監事ごとの役員報酬の設定

会社法の準用により理事、監事の報酬の設定は、それぞれに区分し、総会の議決を

経るか定款へ記載することが必要。

Ⅱ大規模組合改正点（Ⅰに追加して）

1. 監事の権限拡大の義務化

監事の業務監査権限が義務づけ
前述のとおり、大規模組合の監事には会計監査に加えて業務監査権限が付与される。

2. 員外監事選任の義務化

最低一名の員外監事を選出することを義務づけ

事業年度開始の時に組合員数が千人を超える場合、監事のうち最低一人は員外監事であることが必要となります。

これまでの員外監事とは異なった人選が必要

これまでの員外監事の概念は、「組合員（個人事業者）または組合員たる法人（法人である組合員）の役員以外の者」であり、例えば、法人組合員の従業員は「員外監事」とされていた。

今回の改正により、大規模組合で選出しなければならないとされる員外監事は、「組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人」以外のものであって、かつ、就任前五年間に当該組合等の理事、使用人などでなかった者でなければならない。これまでの員外監事や員外理事と概念が異なるので留意する必要がある。（大規模組合以外の組合で員外監事を選出することは、こ

れまでどおり任意であり、その場合の員外監事の概念は従来どおり。

なお、この員外監事の設置義務には、経過措置が設けられており事業年度が四月に開始される組合の場合、二十年四月以降に開催される十九年度決算に関する通常総会終了以後に適用。それまでに選出することが必要である。ただし、経過措置期間中に員外監事を選出することは可能。

法施行後、組合員数が「千人以下から新たに千人超になった場合」や「千人超から新たに千人以下になった場合」の対応は、

「1.3. 監事の権限拡大、監事の権限の会計監査への限定と組合員の権限拡大で、業務監査権限を付与された監事から会計監査限定の監事へ変更する場合等と同様の取扱いを規定している。

3. 余裕金運用の制限

Check4 余裕金の運用方法を制限

これまで資産の運用先については、火災共済協同組合・連合会及び自賠責共済を行う事業協同組合・連合会を除き、特段の制限がありませんでしたが、今後、組合員数千人を超える組合においては、資産の運用先に制限が設けられることとなっていますので留意する必要があります。

運用が可能なものとしては、預貯金、国債、地方債、一定の安全性が確保された有価証券とされており、具体的には省令等で規定されています。なお、行政庁の認可を受けた場合には、この運用制限以外での運

用が可能となっています。

また、経過措置により、十九年四月一日の時点で保有している資産が、法令上認められない運用先であった場合であっても、三年間は保有し続けることが可能だ。

共同出資会社などの株式を取得している場合の対応が必要

中協法施行規則では、有価証券については、上場株式だけが運用先として規定されています。したがって、例えば組合が全額出資した株式会社がある場合などは、この規定に抵触します。この場合、三年間の猶予期間の中で、行政庁の認可を事後的に受ける必要がある場合もあることに留意することが必要です。

4. その他

役員の組合に対する損害賠償責任の免除が理事会の決議で可能に

いずれも、定款にその旨の規定を置くことが効力発生の要件となっています。

監事の職務が会計に関する監査に限定されている組合には適用されない

なお、監事に業務監査権限を付与しない組合では、この理事会での損害賠償責任の免除の議決はできず、損害賠償責任の免除をするためには、総会の特別議決によるなければなりません。

III 一般共済組合改正点（Iに追加して）

1. 共済事業に関する定義の創設

火災共済事業以外の共済事業の定義が創設されました

これまで、中協法には、火災共済事業以外の例えば生命、自動車などの共済事業の明確な定義規定がなかったが、今般、この共済事業の定義が規定されました。

組合員から事前に何らかの資金（賦課金を含む）を徴収し、何らかの事故が発生した時に、組合員に対して一定の金銭を支払うこととしている場合には、事故の内容及び慶弔金、見舞金といった名称に関わらず共済事業に該当します。

共済事業に該当した場合、保険業法に類似した諸規制が適用されることとなるので、これに対応することが必要。規制対象となる共済事業であるかどうかは一組合員に支払われる金額が十万円を超えるかどうかで判断される。この場合の「十万円超」の適用は複数の共済契約がある場合には、それぞれの契約ごとに判断されます。

したがって、事業の名称が共済事業でなく、例えば慶弔見舞金等であっても、金額によって共済事業とみなされることに留意。

共済事業に該当しないようにするために、給付金額（共済金額）を十万円以下に引き下げるか、保険会社の保険に切り替えることが必要である。

Check1 商工組合・同連合会では、共済金額が十万円を超える共済事業は禁止

商工組合、商工組合連合会においては、十九年四月一日以降、共済金額が十万円を超える共済事業の実施は禁止されるので、

中小企業等協同組合法改正における主要な経過措置一覧（共済関係）

	平成19年 4月1日（施行日）	平成20年 4月1日	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日
①兼業禁止（※）	（施行日以前に実施していた共済事業以外の事業は、5年間継続可能）					
②区分経理	施行日以後に開始する事業年度から適用 （具体的な開始時期は各組合の年度開始時期により異なる）					
③最低出資金（※）	（施行日以前から共済事業を実施している特定共済組合は、5年以内に最低出資金規制を要クリア）					
④事業内容の認可、共済代理店等に関する届出	（施行日以前に実施していた共済事業は、半年以内に認可が必要。施行日以降新たに開始する場合は当該時点で要認可）（共済代理店等の届出については、半年以内に実施）					
⑤準備金の積立て	施行日以後に開始する事業年度から適用（具体的な開始時期は各組合の年度開始時期により異なる）					
⑥健全性基準（※）	経過措置なし					
⑦余裕金運用の制限	（施行日以前に保有していた資産で、今般の法改正により保有禁止となるものは、3年以内に要処分）					
⑧共済計理人の選任・関与	（施行日以前に共済事業を開始している場合は、半年以内に選任・関与が必要）					
⑨外部監査	施行日以後最初に到来する決算期に関する通常総会の終了の時以降適用（具体的な開始時期は各組合の年度開始時期により異なる）					
⑩重要事項の説明	経過措置なし					
⑪説明書類の公衆縦覧	施行日以後に開始する事業年度から適用（具体的な開始時期は各組合の年度開始時期により異なる）					

（※）は組合員数1000人超の特定共済組合に対する措置

平成19年
10月1日

- 注意が必要。経過措置も設けられていない。
2. 共済規程の作成と認可
共済事業を実施する場合、共済事業の内容、共済事業の実施方法、共済掛金・責任準備金の算出方法などを内容とした共済規程を作成し、行政庁の認可を受ける必要がある。法律施行日に共済事業を実施している場合は、施行日から六か月間は引き続き、共済事業が実施可能で、その期間中に行政庁の認可を受けることが必要である。
 3. 共済事業実施に係る諸規制（共済事業と他の事業との区分経理、経費賦課の禁止、責任準備金等、余裕金運用の制限、外部監査の導入、共済計理人の選任・関与、重要事項の説明義務、業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧、共済代理店規定の整備、共済金額の削減、共済掛金の追徴に関する事項の定款への記載、員外利用に関する定義の見直し）
法に規定する共済事業に対しては、次の規制が導入される。
（一）共済事業と他の事業との区分経理
組合員数（連合会の場合は会員組合の組合員数）が千人以下の組合においては、共済事業と共済事業以外の事業を兼業することは可能であるが、この場合、共済事業と共済事業以外の事業を区分して経理することが必要となる。区分された経理間での資金の流用は禁止され、また、共済事業の会計

に属する資産を担保にして共済事業以外の事業に関する資金調達をしてはならないとされています。《経過措置あり》

(2) 賦課金徴収の禁止

共済事業については、事業費を含めて掛金を設定することが一般的であるため、共済事業に関する賦課金徴収は禁止される。《経過措置あり》

《経過措置あり》

(3) 責任準備金等の積立て

共済契約に基づいた共済金の支払に充当するための責任準備金や支払準備金の積立てが義務づけられる。また、利益準備金の積立て基準が引き上げられます（毎事業年度の利益の十分の一以上が五分の一以上に、積立限度額が出資総額の二分の一から出資総額へ）。《経過措置あり》

(4) 余裕金運用の制限

共済事業を実施する組合に対しては、組合員数が千人を超えていなくても、余裕金の運用が制限されます。《経過措置あり》

(5) 共済計理人の選任・関与

(6) 重要事項の説明義務、業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧

(7) 共済代理店規定の整備

(8) 共済金額の削減、共済掛金の追徴事項に関する定款への記載《経過措置あり》

(9) 共済事業に関する員外利用の定義の見直し

共済事業を実施する組合では、組合員だけでなく、組合員（個人事業者）と生計を一にする親族や組合が組合員となっている場合、その組合を直接又は間接に構成する

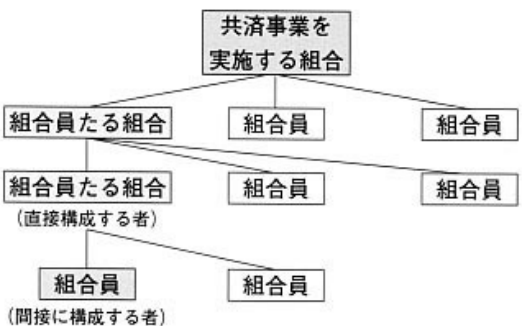
中小企業者が共済事業を利用している場合も、員内利用とみなされます。（左図）

IV大規模共済組合改正点（ⅠⅡⅢに追加）

（特定共済組合となる協同組合等の範囲）

組合員の総数（組合を組合員を含む事業協同組合にあつては、当該事業協同組合の組合員の数に当該事業協同組合の構成組合の組合員の数を加えた数から当該事業協同組合の構成組合の数を減じた数とする）が千人であることとする。

◇共済事業の利用者で員外利用としない範囲



*組合員が個人の場合、生計を一にする親族も員内とみなす

1. 名称中への一定の文字使用の強制

大規模な共済事業を行う組合は「共済協同組合」、「共済協同組合連合会」の名称を使用しなければならない。《経過措置あり》

2. 兼業禁止

共済事業以外の他の事業を兼業することが、原則として禁止。ただし、行政庁の承認を受けた場合には兼業ができるとされる。しかしこの場合でも兼業可能な事業は共済事業の運営に影響を及ぼすことが想定されない事業に限定。法施行時に特定共済組合に該当する組合が共済事業と他の事業を併せて行っていた場合には、五年間に限り、行政庁の承認を経なくても、兼業を継続することができる。

3. 財務の健全性基準の導入

組合が、保有する共済リスク等に見合った支払い余力を確保しているかに関する基準（健全性に関する基準）が設定される。

4. 最低出資金の導入

特定共済組合の出資金は千万円、再共済等を行う特定共済組合及び特定共済組合連合会は三千万円を下回ることができない。《経過措置あり》

総会スケジュールをはじめ組合の対応については、中央会へご相談下さい。

監査報告書ひな型

<監査報告書様式例> (全組合共通)

※省令の施行前に終了する事業年度、および業務監査権限に関する経過措置の終了前に終了する事業年度に関する監事の権限は会計に関する監査に限定されていることから、事業報告書の監査に関する箇所は適用されません。

監査報告書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、特定理事から受領した第○期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）及び事業報告書を監査した。

1 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とすべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案（損失処理案）は法令及び定款に適合している。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款にしたがい、組合の状況を正しく示している。

3. 追記情報（記載すべき事項がある場合）

平成○○年○月○日

○○○ 組合
監事○○○○

(作成上の留意事項)

- (1) 監査権限限定組合（監事の監査の範囲が会計に関するものに限定されている組合）の監事は、事業報告書に関する記載を削除し、下記例のように事業報告書を監査する権限のないことを監査報告書の前文に追加記載する。
「なお、当組合の監事は、定款第○条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。」
- (2) 「3. 追記情報」は記載すべき事項がある場合に設け、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載する。
- (3) 監査の日付は、特定理事に監査報告を通知した日を記載する。
- (4) 署名は、監事全員とする。
- (5) 商工組合（非出資商工組合を含む）の場合は、「中小企業等協同組合法第40条第5項により」の部分「中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項により」と書き換える。